

6. 輸 送
輸送体制を確立し、安全・正確かつ迅速を旨とした輸送の円滑化に努める。
7. 宿 泊
快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。
8. 広 報
積極的な広報活動を展開し、県民の国体参加意識を高揚するとともに、本県の豊かな自然と香り高い文化を全国に紹介する。
9. 医 事 衛 生
保健衛生思想の向上と生活環境の美化に努めるとともに、参加者の健康と安全を図るため防疫及び医療救護体制を確立する。
10. 県 民 運 動
全県民の参加を得て、県民総スポーツ運動をはじめとした各種の運動をより広く展開し、将来にわたり県民生活の向上に資する。
11. 警 備 ・ 交 通 ・ 消 防
警備・交通及び消防体制を確立し、最良の治安と会場、宿泊施設等における火災その他の事故防止に努めるとともに、非常の場合の緊急対策について万全を期する。
12. 通 信
競技運営に必要な通信施設の整備に努め、通信業務の円滑化を図るとともに、参加者の利便を考慮し、臨時総合通信連絡システム及び施設を整備する。
13. 総 合 案 内
大会参加者及び一般観覧者に対して、まこころのこもる歓送迎、案内業務を遂行するとともに、本県の観光と産業を広く紹介する。
14. 会 場 管 理
会場管理体制を確立し、開・閉会式の参加者の円滑な入退場等会場管理に万全を期する。
15. 行 幸 啓
御身辺の安全確保に万全を期するとともに、皇室と県民の親和を妨げないよう配慮する。

2. 第50回国民体育大会競技役員等養成基本方針

(昭和63年2月18日第50回国体県準備委員会
第5回常任委員会において決定)

第50回国民体育大会の各競技の円滑な運営を行うためには、競技運営にたずさわる競技役員等の養成とその資質の向上を図ることが必要である。

また、本県の将来における各種スポーツの普及振興の意味からも、レベルの高い多くの競技役員等を養成することは重要な課題である。

このようなことから、第50回国民体育大会における競技役員等はできる限り県内の人材をあてることを目標として、各競技団体の年次別養成計画を策定し、競技役員

等の資格取得及び資質の向上を図るため、次の方針により計画的に推進することとする。

1. 開催時の競技役員等については、中央競技団体と連携の上、できる限り県内有資格者の中からその人員を確保し、1人1競技を原則として適切に配置できるように養成する。
2. 将来における地域スポーツの普及振興を図る上から、各競技会場地を中心として数多くの競技役員等を養成確保する。
3. 未普及競技については、競技の普及を図りながら競技役員等を養成する。
4. 開催時必要審判員については、各競技の審判員候補者をできる限り早急に選出し、各競技団体の審判員年次別養成計画に沿って養成する。

3. 第50回国民体育大会競技役員等養成基本計画

(昭和63年2月18日第50回国体県準備委員会
第5回常任委員会において決定)

1. 養成事業
 - (1) 審判員の養成
 - ア 中央講習会等派遣事業：上級審判員の資格取得及び資質向上を図るため、特に必要と認められた者を講習会等に派遣する。
 - イ 県内講習会開催事業：県内において審判資格を取得することのできる講習会を開催する。
 - (2) 運営役員等の養成
 - ア 主要運営役員養成事業：審判資格が必要な運営役員及び各競技の運営に主要な役割をはたす者を養成する。
 - イ 運営役員養成事業：各競技の運営にあたる者を養成する。
 - ウ 競技補助員養成事業 各競技の運営にあたる競技補助員を養成する。

2. 事業主体
県及び競技団体
3. 経 費
事業に係る経費については、県及び競技団体が負担する。
4. 実施年次計画

事業内容		年次							
		63	元	2	3	4	5	6	7
審判員の養成	中央講習会等派遣	←							→
	県内講習会開催	←							→